

財務省告示第四百三十二号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年十一月二十九日に買入消却した  
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年十二月二十八日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
利付国庫債 （物価連動・十年）	第二回	五十億円	百一円七十銭
"	"	十億円	百一円七十二
"	"	十億円	百一円七十四
"	第三回	百五十億円	四九銭十七円七十
"	"	十億円	六九銭十七円七十
"	"	十億円	七九銭十七円七十
"	"	十億円	八九銭十七円七十
"	第五回	五億円	九十九円五銭
"	"	二十億円	九十九円七銭
"	第十三回	百二十億円	百一円九十九

合

計

円 三  
百  
九  
十  
五  
億

